

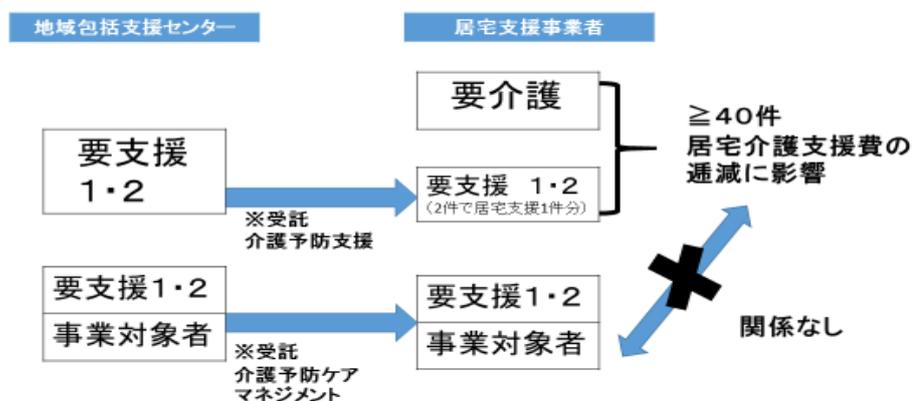
〈平成29年1月25日開催 宇土市介護支援専門員連絡会資料 Q&A〉

※宇土市ガイドライン=宇土市介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン

宇土市マニュアル=通所型サービスA・C実施マニュアル

- 1) 総合事業の人数換算はどうなるのか？
(予防と同じように2人で1人の換算になるのか?)

介護予防ケアマネジメントについては、居宅介護支援費の通減制には含めないため、人数換算の必要はない。介護予防支援とは異なるのでご注意願いたい。



- 2) 介護保険更新時の申請でチェックリストを使用するが「サービス事業対象」と「要介護認定申請」の分け方。またチェックリストの活用時はどういう場面か？

1 福祉用具や住宅改修、訪問看護等の予防給付でのサービス利用の必要性がある場合、「要介護認定申請チェックリスト」を念頭に本人の状態を聞き取り、該当された際に介護保険認定申請の代行をお願いしたい。

(必ずしもチェックリストを使用する必要はないが、窓口での代行申請時にその項目が適切に返答出来るように聞き取りを行っていただきたい。)

2 軽度な身体機能低下が生じている場合で、通所介護のみや生活支援のみの必要性がある場合は「基本チェックリスト」を活用し、該当されたら「事業対象者」として認定。

訪問調査や主治医意見書、認定審査等の手続きが簡素化され、事業利用が可能となる。

- 3) 更新時にサービスの選定(デイとヘルパーのタイプ別)は担当ケアマネが主となって決めるのか? 包括も加わって貰い相談、検討し本人、家族に説明するのか?

〈包括から回答〉

担当介護支援専門員で対象要件を確認し、提案していただいてよいと考えており、迷った場合は包括に相談していただきたい。また、必要に応じ地域ケア会議を開催し一緒に検討していきたい。

- 4) 「みなし利用」はH30年4月迄猶予期間があるが、H29年4月からは更新認定が再開するが、みなし利用の基準は？

例：更新認定を受けた方は徐々に総合事業へ移行してみなし利用が外れるのか？

更新認定を受けた方から、通所型・訪問型サービスは多様なサービスへの移行を基本としており、みなし利用の基準は宇土市ガイドラインの対象者を参考にアセスメントを行った上で利用していただきたい。

みなし指定は、平成30年3月末にはなくなる予定であり、平成29年度は移行期間として考えている。

- 5) 請求についてみなし利用の方は今まで通り、毎月請求可能だが、現行型の通所・訪問サービスの場合は「通常の前防支援費と原則的に同じ算定方法」と明記してあるが、国保連に毎月請求が可能なのか？

現行相当サービスは「みなし指定（平成27年3月31日までに県の指定を受けた事業所）」と「現行型（平成27年4月1日以降に県の指定を受けた事業所）」があるので注意されたい。

両方とも、利用があった月に国保連に対し請求が可能であり、多様なサービスについてもいままでどおり国保連に請求が可能。

- 6) モニタリングは今まで通りの3ヶ月に1回で6ヶ月に1回の評価が必須なのか？

〈包括から回答〉

ケアマネジメントAの現行型サービスであれば、現行と同様をお願いしたい。

ケアマネジメントAでも、通所型Cは終了前と終了月の評価と考えているが、試行中なので変更する場合がある。（「宇土市マニュアル」参照。）

※必須とは考えていないが、基本的には目標の内容に応じた設定期間が必要と思われる。

- 7) (デイとヘルパー) サービスAタイプは「適宜、モニタリング時に市へ請求が可能」と明記してあるが期間は決めていないのか？変化時のみ実施なのか？

通所型・訪問型サービスAを利用する際のケアマネジメントBにおけるモニタリングは、3～4ヶ月に1回と考えている。宇土市ガイドライン及びマニュアルを参考にモニタリングの時期を検討していただきたい。

しかし、訪問のみでは算定は不可。適切にプランの内容が反映されているか、生活上の変化が生じているか等の視点を持ちモニタリングを行い、記録にも残して頂きたい。

8) モニタリング実施して状態の変化やサービスの変更があった際はどうか対応するのか？

レベル低下や他のサービスが必要時は包括に相談するが動きが解らない。

現在までの介護予防支援と同様、状態変化やサービスの変更が生じた際には地域包括支援センター担当者へ相談されるようお願いしたい。

9) 訪問型サービスB等はボランティア主体（住民主体による支援）となっているが、進捗状況を知りたい。人員等はどうなっているか？

訪問型サービスBについては、今後生活支援体制整備事業における協議体立ち上げを行い検討する予定である。

10) 支援の困難事例についてはどのように総合事業が機能するか？

支援の困難事例に関しては、総合事業での対応ではなく、権利擁護事業や包括支援事業での対応が望ましいと考える。包括支援事業での地域ケア会議での個別ケース会議等を活用しながら適切な支援に結びつけることが望ましい。

11) 現在、歩行器などの福祉用具レンタルとデイサービスを利用されている方は、宇土市以外のデイサービスをそのまま利用できるか？

平成30年3月末までは可能であるが、その後の指定に関しては検討中である。宇土市以外のサービスを利用するために福祉用具のレンタルを継続することは望ましくない。

12) 現在、宇土市以外のデイサービスのみをご利用の方が、どうしても今の所の利用継続を希望された場合、何か良い方法はあるのでしょうか？

平成30年3月末、みなし指定の期間が終了になる前までに市に相談をお願いしたい。現在のデイサービスを継続利用するためだけのプランニングにならないようご配慮願いたい。